

令和4年度以前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ

在学猶予(在学期間中、願い出により卒業予定月まで返還期限を延ばすことができる)を希望する場合、各自スカラネット・パーソナルより「在学猶予願」の願出が必要です。

希望者は学生支援課に申し出て、下記期日までに在学猶予願の入力(提出)を済ませて下さい。

※何も手続きをしない場合は、貸与終了月の翌月から7ヶ月目の27日より返還が開始となります。
(2023年3月貸与終了者、貸与辞退者は、2023年10月より返還開始となります。)

<入力締切日> 令和5年4月25日(火) 16時まで